

兵庫県公共測量作業規程

兵庫県公共測量作業規程は、作業規程の準則（令和 7 年国土交通省告示第 2 4 0 号）（以下、「準則」という）を準用する。

この場合において、準則の第 1 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、「第 3 4 条」とあるのは「第 3 3 条第 1 項」と、同条第 2 項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「兵庫県が行う」を加える。

第 2 条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第 3 条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 5 条第 3 項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第 7 条中「準則」とあるのは「規程」と、第 8 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 1 3 条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 1 7 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成 2 0 年 4 月 1 日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。